

平成26年度

ニホンザルに関する各種データ

# 宮城県ポピュレーション変遷

単位：年度、頭

名称		加美	仙台・川崎	七ヶ宿	白石	丸森西部	丸森東部	大崎	群計	ハナレザル	内地計	金華山	合計
H15	群数	2	9	7		詳細不明		2	20	-	20	6	26
	頭数	100	545	486	100			50	1,281	200	1,481	222	1,703
H16	群数	3	10	7	2	詳細不明		1	23	-	23	6	29
	頭数	100	560	440	80			50	1,230	290	1,520	230	1,750
H17	群数	3	11	7	2	詳細不明		1	24	-	24	6	30
	頭数	110	580	360	80			60	1,190	300	1,490	210	1,700
H18	群数	3	12	7	3	2		1	28	-	28	6	34
	頭数	130	650	370	120	100		60	1,430	380	1,810	245	2,055
H19	群数	3	12	7	3	1	1	1	28	-	28	6	34
		3	12	7	3	1	(2)	1	(29)	-	(29)	6	(35)
	頭数	140	548	394	140	30	100	50	1,402	420	1,822	219	2,041
H20	群数	3	13	7	3	1	1	1	29	-	29	6	35
		3	13	7	3	1	(2)	1	(30)	-	(30)	6	(36)
	頭数	150	559	413	130	30	100	30	1,412	395	1,807	249	2,056
H21	群数	3	14	7	3	1	2	1	31	-	31	6	37
	頭数	150	589	501	130	30	150	20	1,570	471	2,041	254	2,295
H22	群数	3	15	10	3	1	2	1	35	-	35	6	41
	頭数	120	614	666	130	26	150	7	1,713	514	2,227	243	2,470
H23	群数	4	14	10	3	1	2	1	35	-	35	6	41
	頭数	133	639	609	205	30	150	2	1,768	530	2,298	259	2,557
H24	群数	4	17	12	4	1	2	-	40	-	40	6	46
	頭数	145	684	706	265	30	146	-	1,976	593	2,569	264	2,833
H25	群数	4	17	13	5	1	2	-	42	-	42	6	48
	頭数	145	744	712	315	31	146	-	2,093	628	2,721	239	2,960

※ 出典：ニホンザル保護管理事業報告書

※ 群数の（ ）の数字は、不明群を加算した数値である。

県内の群れの変遷 (H15~H25)

ポピュレーション	群れの名称	評価	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
加美	小野田A群	A~B	40~50	20~40	50	30	60	60	60	50	40	50	50
	小野田B群	B~C		10	10	20	20	30	30	30	20	20	20
	宮崎の群れ	E	40~50	40~50	50	56	60	60	60	40	40	40	40
	寒風沢の群れ	A~B	-	-	-	-	-	-	-	-	33	35	35
仙台・川崎	奥新川A1群	WF	100	100	70	50~60	44	42	24	24	16	19	16
	福崎の群れ (H23.5全頭捕獲)							9	6	3	-	-	-
	奥新川A2群	WF			40	22	9	9	13	13	14	14	14
	青下の群れ (H23年度追加)	F	-	-	-	-	-	-	-	14	14	15	15
	奥新川B1群	C	30~40	30~40	30~40	45	40	45	36	42	45	48	59
	奥新川B2群 (H26.2消滅)							15	10	10	10	11	10
	新川不明群 (H25年度追加)	調査中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
	秋保大滝A群	WF	70~90	60	65	65	41	44	30	25	28	20	18
	秋保大滝B群	WF		35	31	35	10	8	11	10	8	10	12
	定義の群れ	C	40	40	45	44	39	42	49	52	53	53	45
	二口A群	D~E	60	70	73	80	80	90	90	100	100	65	65
	二口B群	A~B										20	35
	高倉山A群	F	60~70	70	80	100	90~100	100	100	100	100	40	44
	高倉山B群	E										30	30
	関山峠の群れ	B	35	40	30	40	40	50	50	45	45	45	45
	太郎川の群れ	D~E	30~40	30~40	50	50~60	60~70	45	40	45	46	46	50
	笹谷峠の群れ	E	60~65	60~65	60~65	60~65	60~65	60~65	80	80	80	80	80
本砂金の群れ	F	-	-	-	-	-	-	50	50	80	95	86	
三森山の群れ	調査中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	80	
七ヶ宿	七ヶ宿A群	E~F	58	67	68	63	52	63	66	37	31	37	39
	七ヶ宿B群	E~F	41	59	61	55	58	48	63	59	51	53	51
	七ヶ宿C群	E~F	54	82	43	51	71	78	82	67	60	59	49
	七ヶ宿D群	E~F	86	74	56	68	68	62	64	93	94	118	117
	七ヶ宿E群	E~F	60	78	66	69	72	81	102	137	137	78	61
	七ヶ宿F群	E~F	72	38	43	36	38	42	79	76	51	71	48
	七ヶ宿G群	E~F	30	23	26	31	35	39	45	54	38	55	53
	七ヶ宿H群 (H23年度追加)	調査中	-	-	-	-	-	-	-	68	61	52	54
	七ヶ宿I群 (H23年度追加)	調査中	-	-	-	-	-	-	-	49	53	56	53
	七ヶ宿J群 (H23年度追加)	調査中	-	-	-	-	-	-	-	26	33	49	49
	七ヶ宿K群 (H24年度追加)	調査中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49	51
	七ヶ宿L群 (H24年度追加)	調査中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	41
七ヶ宿M群 (H25年度追加)	調査中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	
白石	戸沢の群れ	E~F	40	45	50	40~50	60	50	50	50	85	85	85
	猿鼻の群れ	E~F	30	不明	30	不明	30	30	30	30	60	60	60
	江志前の群れ	F	-	-	不明	40~50	60	50	50	50	60	100	100
	苗根不明群 (H24年度追加)	調査中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	20
	新町不明群 (H26年度追加)	調査中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
夫崎	鳴瀬右岸群 (H24年度未消滅)		50	50	60	40~50	40~50	30	20	7	2	-	-
丸森西部	耕野の群れ	WF	不明	不明	不明	30~40	30~40	30~40	30	26	30	30	31
丸森東部	青葉の群れ	調査中	不明	不明	不明	30~40	30~40	30~40	50	50	50	50	50
	大内の群れ	F	-	-	-	不明	60~70	60~70	100	100	100	96	96
6	42							1,570	1,713	1,768	1,976	2,093	
金華山	A		31	30	26	34	28	36	50	37	56	56	48
	B1		19	21	22	30	26	34	48	34	42	40	35
	B2		19	13	10	15	14	17	20	19	27	24	25
	C1		16	20	19	19	13	18	23	15	25	25	14
	C2		19	20	16	17	16	19	29	20	26	26	28
	D		52	62	63	68	65	70	84	64	83	93	89
6		156	166	156	183	162	194	254	189	259	264	239	

※ 出典：ニホンザル保護管理事業報告書(宮城県委託)

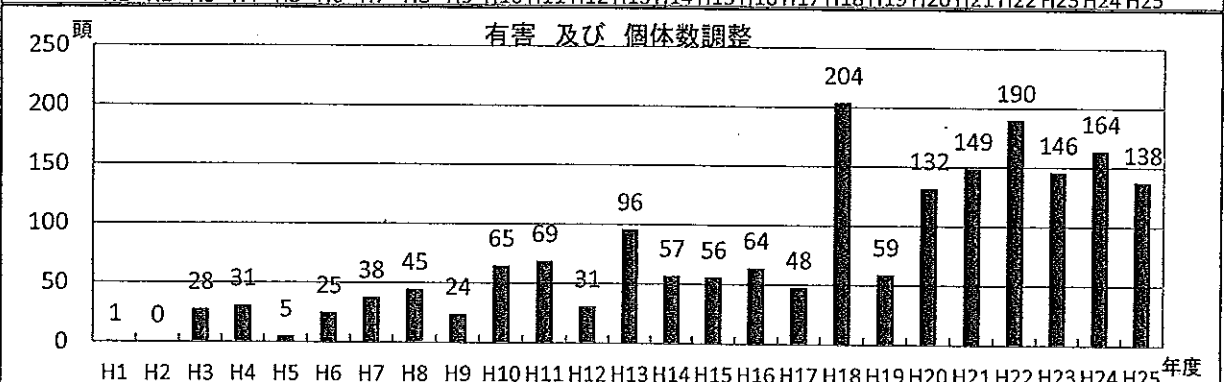
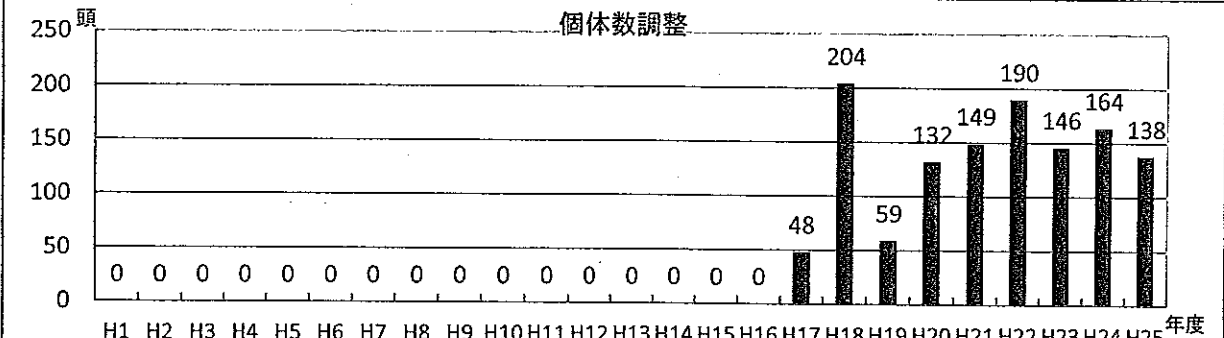
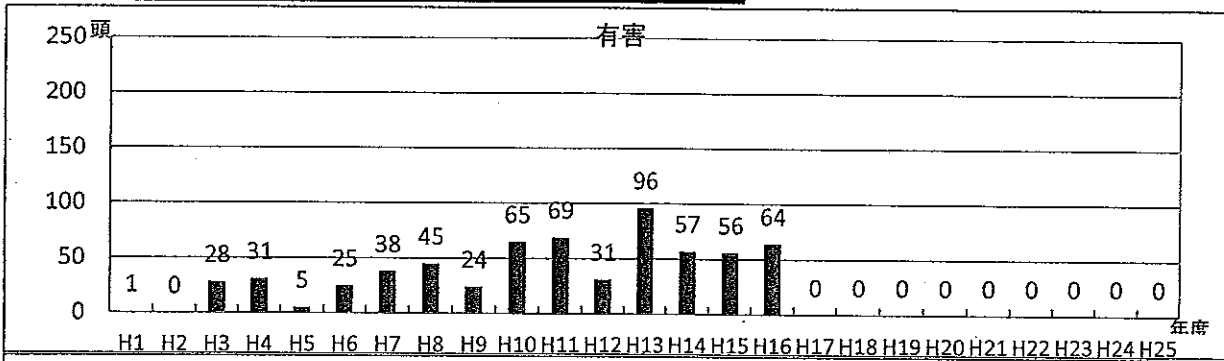
サル捕獲状況

	有害	個体数調整	計
S62			
S63			
H1	1	0	1
H2	0	0	0
H3	28	0	28
H4	31	0	31
H5	5	0	5
H6	25	0	25
H7	38	0	38
H8	45	0	45
H9	24	0	24
H10	65	0	65
H11	69	0	69
H12	31	0	31
H13	96	0	96
H14	57	0	57
H15	56	0	56
H16	64	0	64
H17	0	48	48
H18	0	204	204
H19	0	59	59
H20	0	132	132
H21	0	149	149
H22	0	190	190
H23	0	146	146
H24	0	164	164
H25	0	138	138

市町村	H24	H25		H26
	捕獲数	捕獲目標	捕獲数	捕獲目標
仙台市	50	100	48	100
白石市	12	50	8	50
角田市		25		25
七ヶ宿町	55	150	37	150
川崎町	7	100	13	100
丸森町	31	50	28	50
山元町		10		10
大崎市				1
加美町	9	30	4	30
合計	164	515	138	516

サル1期計画  
サル2期計画  
サル3期計画

※ 第二期宮城県ニホンザル保護管理計画については、東日本大震災の影響により、当初計画の5年を1年延長して6カ年で実施。  
第三期計画は、鳥獣保護事業計画の最終年に合わせ、平成25年度から平成28年度までの4カ年計画で策定。



サル被害状況

単位:千円

	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)
H3	150	6.5	11.8
H4	420	6.7	18.7
H5	50	1.3	8.2
H6	144	3.3	21.4
H7	171	2.8	30.4
H8	1,096	10.8	90.2
H9	499	8.0	55.0
H10	555	37.9	35.3
H11	457	4.4	33.8
H12	668	5.0	19.4
H13	1,229	10.6	49.6
H14	789	30.6	83.4
H15	1,014	23.6	116.1
H16	935	11.1	104.1
H17	327	3.5	79.2
H18	1,545	13.5	101.7
H19	2,238	13.3	238.0
H20	730	9.4	100.9
H21	759	7.7	58.2
H22	697	10.6	71.6
H23	706	5.7	55.3
H24	999	16.4	68.8
H25	1,069	8.5	75.1

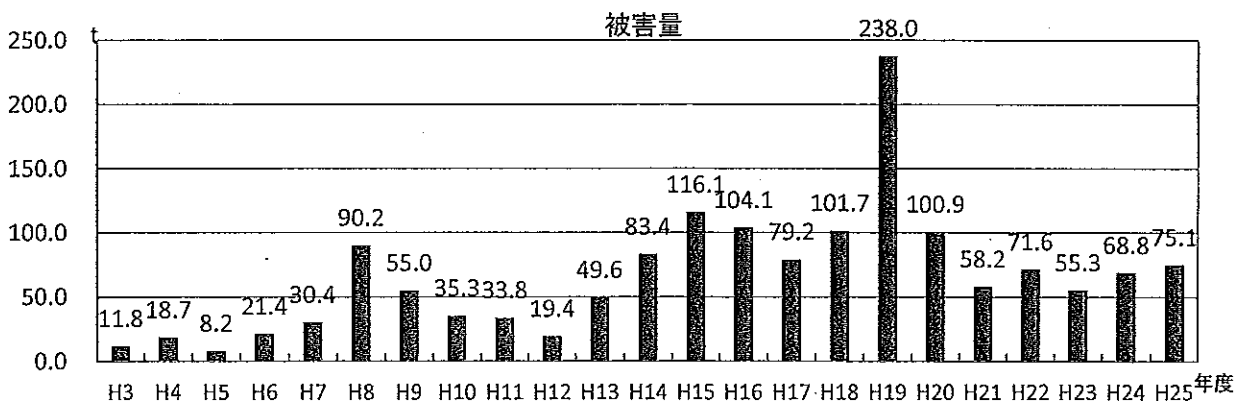
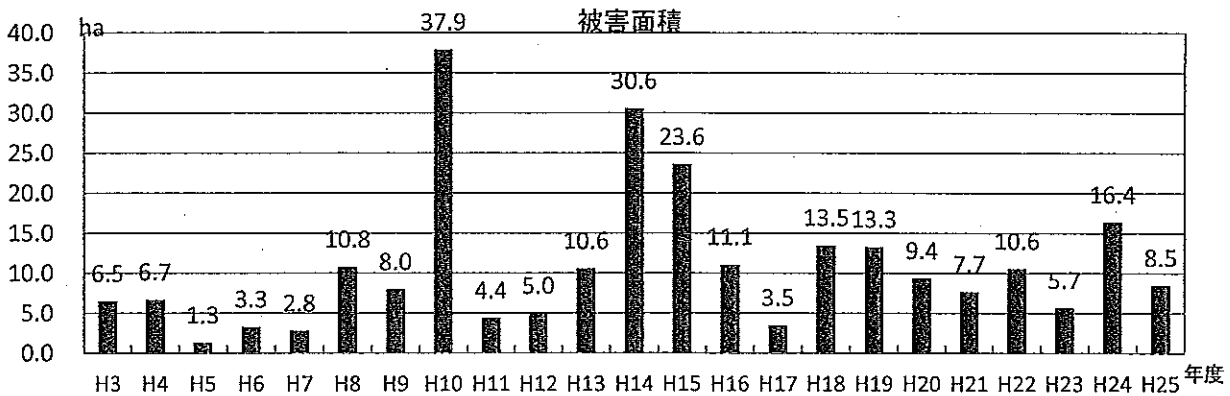
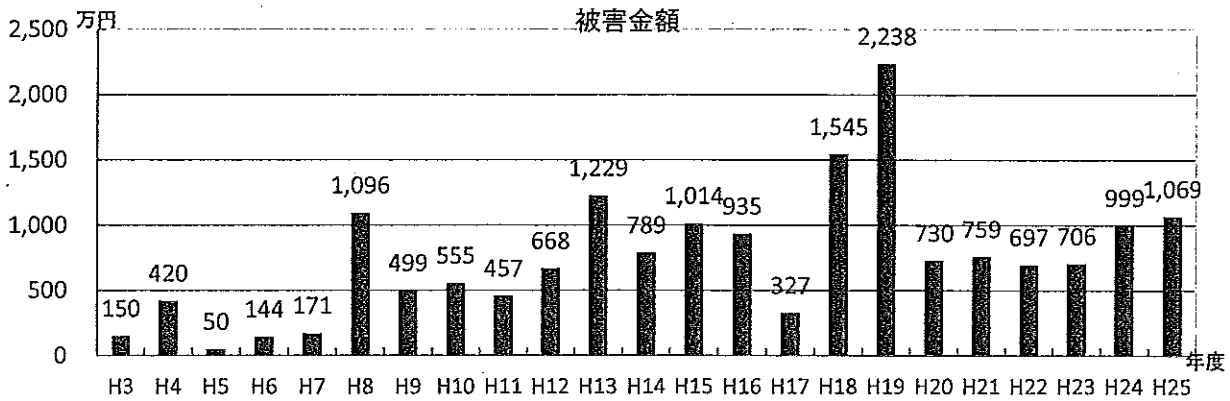
市町村	H24	H25		H26
	被害金額	目標	被害金額	目標
仙台市	670	140	351	407
白石市	888	888	5,987	5,388
角田市	1,526			
七ヶ宿町	4,658	1,610	2,996	1,610
川崎町	213	213	213	170
丸森町	611	490	310	300
山元町		1,125	456	1,125
大崎市	6	13	6	1
加美町	1,417	1,200	370	185
合計	9,989	5,679	10,689	9,186

サル1期計画

サル2期計画

サル3期計画

※ 第二期宮城県二ホンザル保護管理計画については、東日本大震災の影響により、当初計画の5年を1年延長して6カ年で実施。  
第三期計画は、鳥獣保護事業計画の最終年に合わせ、平成25年度から平成28年度までの4カ年計画で策定。



## ニホンザルの群れ評価の判定基準

評価項目 評価 レベル	人に対する反応	農地への出方	住宅地への出方	各種威嚇に対する 反応	追い上げのしや すさの程度*
A	数 100m の距離があっても接近して来る人の姿を見れば逃げる	出設しない	出設しない	威嚇する前に逃げ去る	①上流側にはいない。下流側にはいる場合とない場合がある。 ②良好。農耕地がない。
B	人との距離が 50～100m になると逃げる	時に群れのオスが出設する	出設しない	強力花火を撃つとただちに逃げ去る	①上流側にはいない。下流側にはいる場合とない場合がある。 ②良好。農耕地はわずか。
C	人との距離が 50m 以内になっても逃げないことがある	時にオトナメスも出設する	警戒しながらも住宅地のすぐ近くまで来ることがある	強力花火だとゆっくりと、銃器を使用すると急速に逃げる	①上流側にはいない。下流側にはいる場合とない場合がある。 ②良好。農耕地や人家が少しある。
D	追い払ったら逃げるが、そうしなければ人を無視する	頻繁にオスやオトナメスが出設する	移動時に住宅地を通過する	強力花火や銃器等を併用するとゆっくりとだが逃げる	①上流側にはいない。下流側にはいる場合とない場合がある。 ②やや良好。農耕地や人家がかなりある。
E	追い払っても遠くへは逃げずに身を隠すことが多い	頻繁にコドモやアカンボウも出設する	休息時にも住宅地の人工物を利用することがある	強力花火や銃器等を併用しても逃げない個体がいる	①上流側にいる。下流側にはいる場合とない場合がある。 ②森林の面積より植林地・農耕地・宅地等の面積が上回る。
F	人を恐れず、すぐ近くに身を隠すだけである	常に群れの全員が出設する	移動や休息に頻繁に利用し、軒下につるした農作物まで採食する	なにを使用しても近くにとどまり、移動方向を変えない	①上流側にいる。下流側にはいない。 ②植林以外の森林面積が多くなると、農耕地や人家が入り組んで存在する。
WF	逆に人を威嚇したり攻撃する場合もある	農地に居座った状態になる	家屋内まで侵入して食物をあさったり、人の手から食物を強奪させる	あらゆる威嚇道具への対処法を学習し、逆に人に向ってくこともある	①上流側にいる。下流側にはいない。 ②平坦な地形で植林以外の森林面積がほとんどなく、農耕地と人家が連続して存在する。

\*: ①上流側と下流側の隣接群の存在, ②追い上げ目標地域の森林の状態

注) WF レベルを新たに追加設定した背景には次のような諸事情がある。

- 1) 群れの一部が市街地にまで進出している。
- 2) 群れ又は群れの一部が市街地を含む住宅密集地に遊動域を構えている。
- 3) 農業被害以外の生活被害が多発化しつつあり、人的被害が発生する危険性もきわめて高い。

このような地域は、平坦な地形が多くかつ人口密度が高いことから「銃器の使用ができないこと」、高齢者や乳児・幼児への悪影響から「爆音の強力な花火等の使用もできないこと」など、追い上げはもとより追い払いすら困難な状況にある。

## 2) 群れの空間配置

図 1-15 には宮城県における群れの冬季間の主遊動域を用いた空間配置を示した。昨年度と比較すると、七ヶ宿ポピュレーション、白石ポピュレーションで群れが増えたことなどが指摘できる。

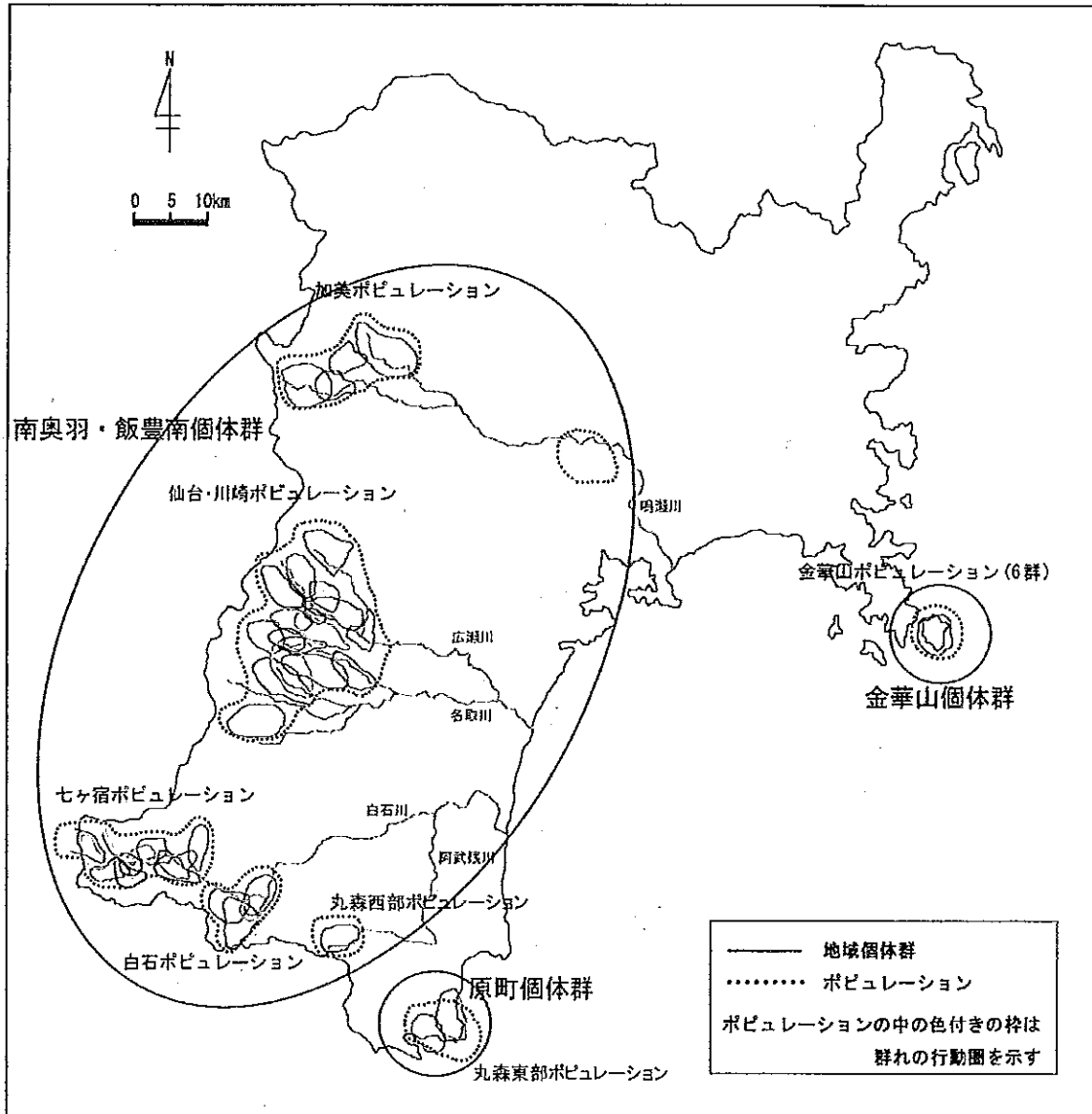


図 1-15. 宮城県における群れの空間配置(2013 年度)

# 1. 題名、目的等の改正(第1条・第2条)

## 【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

## 【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

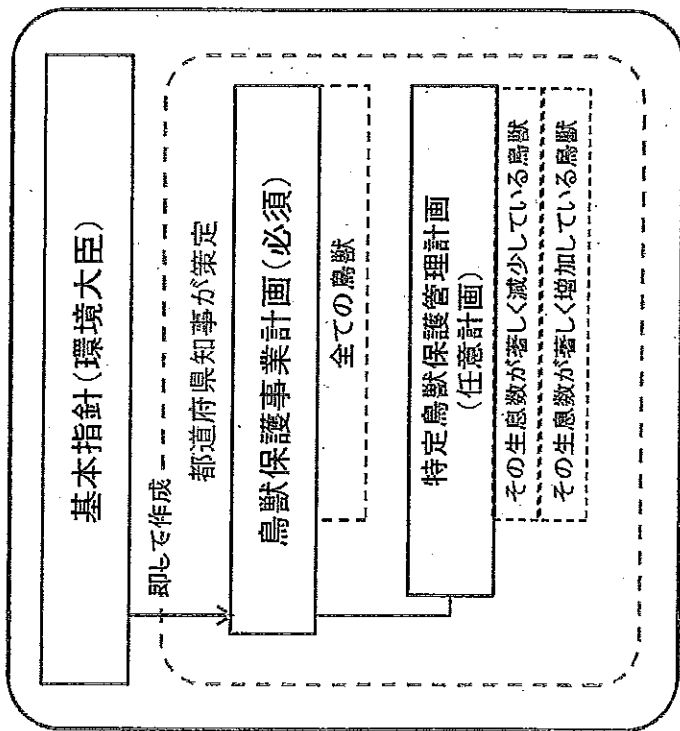
## 【定義(第2条)】

- 生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
- 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
  - 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

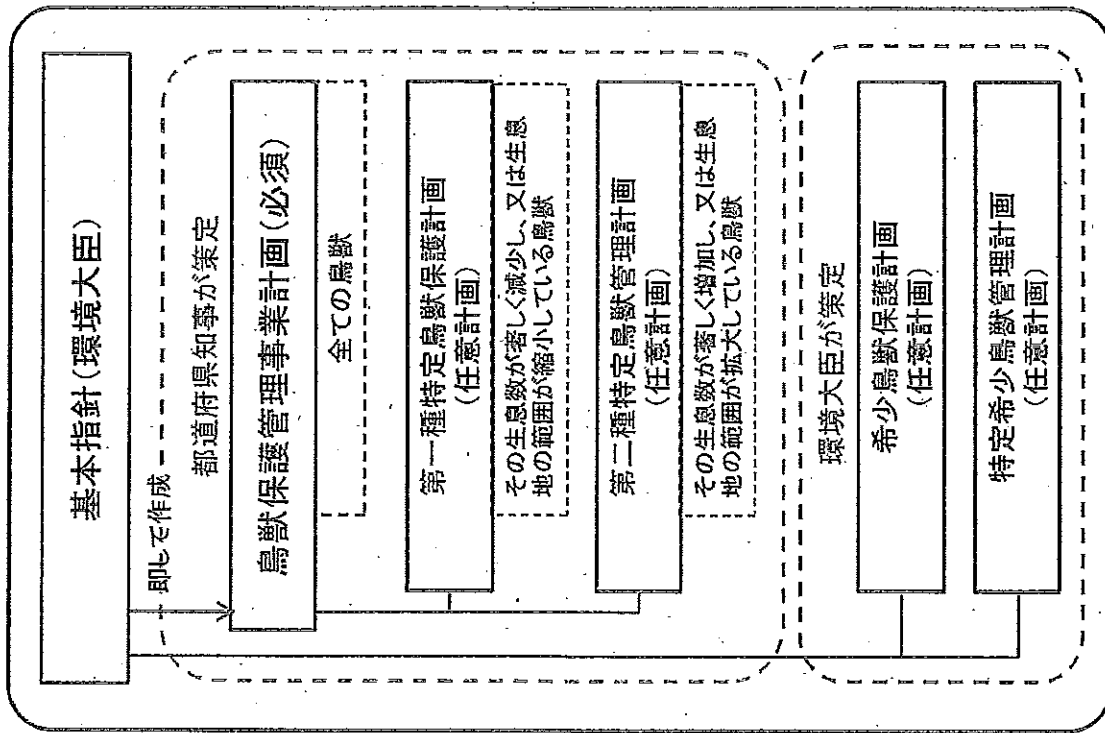


## 2. 施策体系の整理(第3条、第4条、第7条～第7条の4)

【現行】

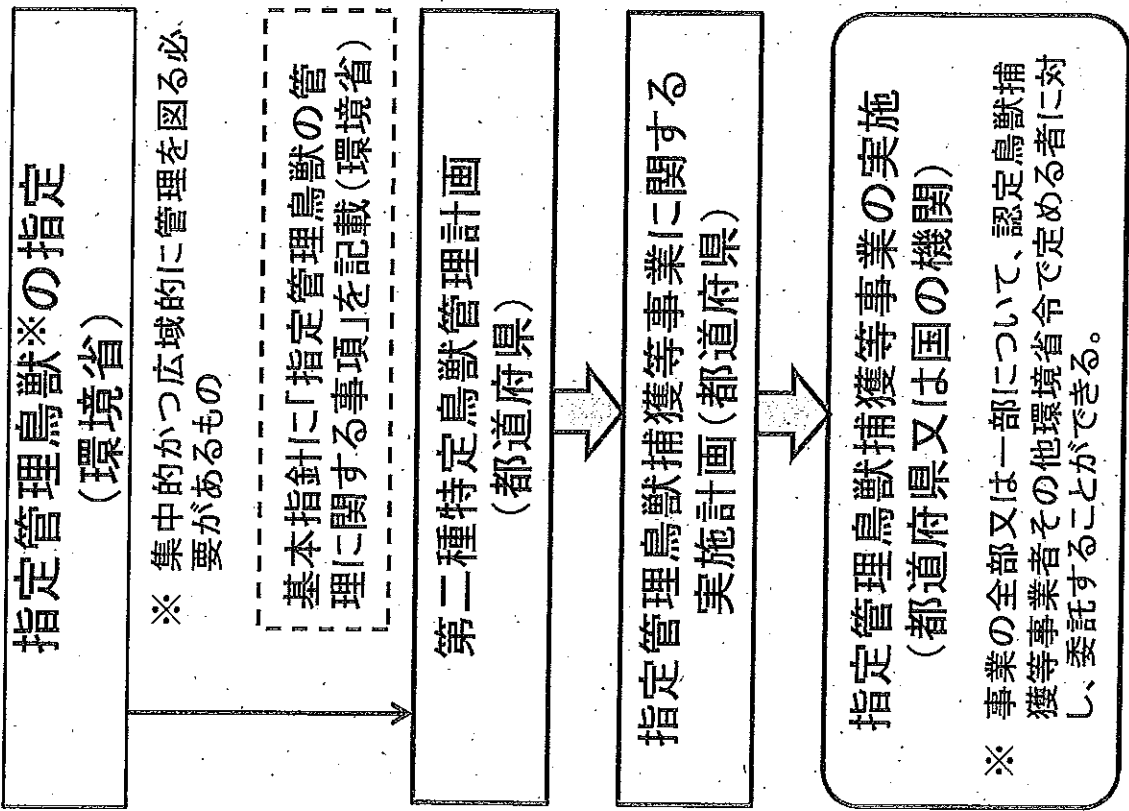


【改正法】



### 3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設(第14条の2)

#### 【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



#### 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- 捕獲等の禁止(法第8条)を適用しない。
- 鳥獣の放置の禁止(法第18条)を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- 夜間銃猟の禁止(法第38条第1項)を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。